

「児童でないことの確認の方法」は、施行規則第5条に規定するいずれかの方法により年齢確認を実施してください。

(児童でないことの確認)

- 1 運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の年齢又は生年月日を証する書面のうち、
 - ・年齢又は生年月日
 - ・書面の名称
 - ・書面を発行した者の名称に係る部分の提示、写しの送付又は画像の送信を受けること。
- 2 クレジットカードを使用する方法その他の児童が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。
- 3 あらかじめ、上記1又は2の方法により児童でないことの確認を受けた者に識別符号（ID・パスワード）を付し、利用の際にその送信を受けること。
- 4 児童でないことの確認業務を識別符号付与業務受託業者に委託している場合は、利用者から送信を受けた識別符号について、委託業者に照会すること等の方法により確認すること。

【例外】

特定情報提供役務の提供を受けない利用者については、次に掲げるいずれかの方法により児童でないことを確認すれば足りる。

- ・インターネットを利用してその年齢又は生年月日の送信を受ける。
- ・インターネットを利用して児童でないかどうかを問い合わせ、その回答を受ける。

つまり

サイトの無料お試しサービスなどを想定し、利用者が電話番号や住所、待ち合わせ場所などを書き込めない仕組みになっていたり、他の利用者のそうした情報を閲覧できないようにしている場合のことをいう。